



2026年3月27日

各 位

上 場 会 社 名	ココヨ株式会社
代 表 者	代表執行役社長 黒田 英邦 (コード番号 7984 東証プライム)
問合せ先責任者	執行役員 ファイナンス&アカウンティング本部長 本田 仁志 (TEL06-6976-1221)

従業員に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、従業員に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年4月30日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 54,549株(以下「本割当株式」といいます。)
(3) 処分価額	1株につき 835.9円
(4) 処分価額の総額	45,597,492円
(5) 割当予定先	当社従業員 57名 54,549株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2030年に向けた「長期ビジョン CCC2030」を策定し、第4次中期経営計画において持続的な成長と企業価値向上に向けた取り組みを推進しており、2025年2月14日開催の取締役会において、当社の掲げる業績目標達成のインセンティブを付与し、当社の企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の指定する従業員(以下「対象従業員」といいます。)を対象として、株式インセンティブ制度としての業績連動型譲渡制限付株式制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本自己株処分は、本制度に基づき対象従業員に対して、2025年1月1日から2025年12月31日までの評価期間に係る業績目標達成度に応じて当社普通株式を交付するために行われるものであり、本日開催の取締役会において、対象従業員57名に対して、金銭債権合計45,597,492円を支給し、それ

を現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 54,549 株を処分することを決議いたしました。

本制度の概要及び譲渡制限付株式割当契約の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度は、対象従業員に対し、基準となる株式数又は金額、業績評価期間及び業績評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算出される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型の制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付するものです。

本制度に基づく当社普通株式の付与は、当社から対象従業員に対して金銭債権を付与し、対象従業員が当該金銭債権の全部を現物出資して、当社の普通株式の発行又は処分をする従前の方法により行います。

なお、本自己株式処分の対象となる業績評価期間においては、業績指標として当社の第4次中期経営計画において重視する EBITDA を用いました。

<譲渡制限の概要>

本自己株式処分より付与する当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)には譲渡制限を付していますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2026年4月30日(払込期日)から2030年12月31日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

対象従業員が譲渡制限期間中に、当社の取締役、執行役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合(退任又は退職と同時に当社の取締役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかに就任又は再任する場合を除く。)又は当社の業務上の理由により海外赴任の発令を受けた場合、当該退任若しくは退職日又は発令日の翌日をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、上記(2)に定める譲渡制限解除の直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)により承認された場合には、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年3月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である835.9円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

【ご参考】2026年における本制度の適用

当社は、第4次中期経営計画の実現に向けたインセンティブを付与することを目的として、一定の等級以上の幹部従業員を対象に、2026年1月1日から2026年12月31日を評価期間として、新たに本制度を適用することとしております。

2026年においても、当社が第4次中期経営計画において重視するEBITDAを業績指標として設定し、その業績目標達成度に応じて当社の普通株式を付与することとし、付与する当社の普通株式には5年間の譲渡制限を付することといたします。

以上